

MAFFとは農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です。

Contents

- ➔ (一財)むなかた地域農業活性化機構における新規就農支援
- ➔ 新規就農者の声をご紹介します！(八女市)
- ➔ 新規就農を支援します！～新規就農者育成総合対策の概要～

➔ (一財)むなかた地域農業活性化機構における新規就農支援

農業者の減少・高齢化が進む中で各自治体、JA等では国の支援措置を活用しつつ、新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいます。この度、一般財団法人むなかた地域農業活性化機構の取組を伺いましたので、その様子をご紹介します。

一 機構の概要

設立時期 2010年9月(宗像市、福津市、JAむなかたの共同出資で法人化。法人化前も地域農業の生産効率化や経営改善支援等を実施)

代表理事：宗像市副市長

- 事業内容：①農地の面的集積事業
②担い手経営改善支援事業
③**新たな担い手育成事業**
④地域農産物の消費拡大事業

対象地域：むなかた地域(宗像市、福津市)



研修の様子

一 就農希望者の発掘

当地域での就農の魅力を伝え、就農希望者の発掘につなげるため、以下の取組を行っています。

- ・ホームページやパンフレット等での情報発信
 - ・各種就農相談会への出展
 - ・オンライン就農相談
 - ・就農希望者向けの現地見学ツアー、農業体験等
- 令和3年度の就農相談件数は約38件(相談者の約4割は40代。県内在住者は約2割)です(現時点)。

一 就農希望者への研修

当機構は国の助成(農業次世代人材投資事業(準備型))が活用可能な研修機関に位置づけられています。市、普及指導センター、JAむなかた等と連携し就農希望者に対する研修等(受講料無料)を行っています

○研修内容

対象品目 いちご・トマト・花き等

基礎研修 3ヶ月(座学：農業経営・土壌・病害虫・農薬等
実習：機械の安全使用・農作業等)

専門研修 1年間(指導農家による栽培技術実習、資金計画・農業簿記・マーケティング等の座学、視察等)

○研修実績

今年度(8期生)は2名が受講。

第1期～7期は計18名が受講。うち11名が地域内で就農。

一 独立におけた支援・独立後のフォロー

新規就農に必要な農地については、**農地中間管理機構や農業委員会、関係機関、地元農業者等の情報**をもとに、提案を行っています。ハウス等の施設については、**空きハウス(中古ハウス)の情報**を集約・データベース化し、情報提供を行っています。

また、独立後も安定した農業経営を行うことができるよう、地域の関係機関等から構成される農業次世代人材育成事業サポートチームが定期的に巡回し、フォローアップを行っています。

一 課題や今後の展望

研修終了後の**農地やハウス等の施設の確保**が課題です。例えば、土地利用型での新規就農にあたっては、収益性の観点から一定面積の農地が必要となるものの、当地域には要件に見合うまとまった農地の確保が難しい状況にあります。また、空きハウスの情報があっても、耐用年数を超過して修繕費がかさむような物件も多く、空きハウス斡旋の取組は限界を迎えつつあります。現在、ハウスの改修や補強に関する事業の活用も検討しています。今後、**親元就農や第三者継承も推進**していきたいと考えています。

貴重なお話をいただき、ありがとうございました!

新規就農者の声をご紹介します！（八女市）

J A ぷくおか八女就農支援センターの研修を修了し、新規就農した室園桜氏（5期生、就農2年目）と天ヶ瀬聖子氏（6期生、就農1年目）と意見交換を行いましたので、ご紹介します。

就農してよかったことは、太陽の下で体を動かし、植物の成長を実感する喜びを感じることができること。就農までに希望する土地、施設、住居等が見つからず、不安に思った時期もありましたが、JA、普及指導センター、市役所等が連携し、生活全体をフォローしてくれ、感謝しています。

就農後も関係機関の方による巡回や現地講習会で技術習得したり、青色申告に関する指導も受けています。また、就農支援センターの卒業生とは、ビニール張り等の手間替えを行う等、非常に助かっています。営農で好成績を残すことで、研修時の指導者に恩返ししたいです！



室園桜氏

いちご（あまおう）を栽培（約580坪）。広島県出身（非農家）。夫婦で研修に参加。



天ヶ瀬聖子氏

いちご（あまおう）を栽培（約500坪）。福岡市出身（非農家）。夫婦で研修に参加。

就農1年目。ハウスのビニール張り、苗の定植など、効率的な方法を試行錯誤中です！就農してよかったことは、自分で仕事を計画し、時間の調整ができることです。

就農後も先輩農家、JAの指導員、普及指導センターの方による巡回で栽培技術に関するアドバイスを受けることができ、いつでも相談できる環境にあるため、安心して取り組むことができます！普及指導センターが実施する現地講習会にも参加しています。早く生産を軌道に乗せたいです！

意見交換、ありがとうございました！

新規就農を支援します！ ～新規就農者育成総合対策の概要～

経営発展支援事業※1 NEW

就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援

対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）

支援額：補助対象事業費上限 1,000 万円（経営開始資金の交付対象者は上限500 万円）

補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限 1/2, 県 1/4, 本人 1/4）

対象経費：機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等

経営開始資金※3

新たに経営を開始する者に対して資金を助成

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）

支援額：12.5 万円/月（150万円/年）※5

× 最長 3 年間

補助率：国 10/10

就農準備資金※3

研修期間中の研修生に対して資金を助成

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：12.5 万円/月（150万円/年）※5

× 最長 2 年間

補助率：国 10/10

雇用就農資金 雇用元の農業法人等に対して、資金を助成

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60 万円/年 × 最長 4 年間 補助率：国 10/10

○上記に加え、新規就農のサポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援を実施します

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法は、月ごと等、選択制

農林水産省HP → <https://www.maff.go.jp/j/keiei/soumu/yosan/attach/pdf/index-17.pdf>

【お問合せ先】

九州農政局福岡県拠点地方参事官室

〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉3-17-21 TEL 092-281-8261（代表）

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/fukuoka/index.html>

